高原町役場ごみ集積所利用上の注意

(1) ごみ集積所及びその周辺に、ごみが散乱することのないように清潔な環境を保全してください。

(2) ごみ集積所は施錠してあります。利用登録をされた方には、鍵の番号を通知します。。

(3) 高原町指定のごみ袋に「利用者番号」を記入し、「高原町 ごみ分別豆辞典」を熟読のうえ、正しく分別されたものを搬入してください。

(4) ステーションに搬入でいるごみと、日時は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ごみの種類 | 搬入日 | 搬入時間 |
| 燃やせるごみ | 火・金曜日 | ６時００分～８時３０分 |
| 燃やせないごみ | 第１水曜日 | ６時００分～８時３０分 |
| プラスチック製容器包装リサイクル品 | 第１以外の水曜日 | ６時００分～８時３０分 |
| 古紙リサイクル品 | 第２日曜日の週の「燃やせるごみ」の日 | ６時００分～８時３０分 |
| 有害・その他のごみ | 第２日曜日 | ７時３０分～９時００分 |

　※前日からの持ち込みは、原則行わないでください。

(5) リサイクル品及び粗大ごみについては霧島美化センターへ直接搬入してください。時間等については「高原町 ごみ分別豆辞典」をご参照ください。

(6) ごみの分別等に誤りがあったものは、黄色のシールが貼られます。速やかに持ち帰り、再度、正しいごみの分別を行ったうえで、次回の該当する日に搬入してください。

(7) 施設の破損等があった場合には、町民課環境係に届け、指示に従って修繕等を行ってください。その際の、費用に関しては利用者の負担となります。

(8)　ごみ集積所利用における、事故、トラブル等に関して一切の責任を負いません。利用者の責任のもとご利用ください。

(9) ここに記載されていることの他、高原町から指示があった場合にはそれに従い、適正な利用を行ってください。利用状況等の悪い場合は、利用を停止させていただく場合があります。

(文書取扱　　高原町　町民課　環境係　☎0984-42-1067)